

○沖縄県附属機関設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。

（委任）

第2条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	沖縄県特別職議員報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の審議に関する事。
	沖縄県公務災害補償等認定委員会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）第3条第2項の規定による実施機関が行う公務災害等の認定について意見を述べる事。
	沖縄県公務災害補償等審査会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第17条第1項の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行う事。
	沖縄県振興審議会	県の振興に関する重要事項について調査審議する事。
	沖縄県医療扶助審議会	生活保護法（昭和25年法律第144号）による要保護者の入院医療の要否及び退院の適否並びに医療の給付についての答申に関する事。
	沖縄県公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
	沖縄県農政審議会	県農政の基本方針及び施策の策定、農業振興地域制度、糖業の振興、果樹農業振興計画、農業協同組合の組織再編整備強化その他農政推進に関する重要事項について調査審議する事。
	沖縄県市町村合併促進審議会	市町村合併促進及び合併市町村の建設促進に関し、その調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事。
	沖縄県工芸産業振興審議会	工芸産業振興開発に関する重要事項を調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は必要に応じて意見を具申する事。
	沖縄県観光審議会	観光開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申する事。
沖縄県自治紛争処理委員	地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事。	

	沖縄県土地開発審査会	沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、第6条第4項及び第8条第2項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第17条第4項及び第5項の規定に基づく審査請求に関する事項について審査し、又は知事に答申すること。
	沖縄県公害審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定に基づき、公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁並びに同法によりその権限に属させられた事項を行うこと。
	沖縄県公共工事入札契約適正化委員会	県が発注する建設工事及びこれに関連する業務に係る入札及び契約の適正化に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
	沖縄県公共事業評価監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
	沖縄県軍用地転用対策審議会	県内における軍用地転用及び軍用地跡地の有効利用に関する重要な事項を調査審議すること。
教育委員会	沖縄県就学支援委員会	障害のある児童及び生徒の障害の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見を答申すること。
	沖縄県歴代宝案編集委員会	歴代宝案の編集に関する重要事項について調査審議し、及び教育委員会に対し意見を答申すること。

一部改正〔昭和47年条例95号・48年1号・50号・77号・49年7号・50年1号・28号・51年13号・53年2号・54年3号・57年26号・平成元年7号・3年27号・10年4号・11年33号・13年7号・14年34号・16年13号・17年49号・18年66号・19年35号・40号・20年32号・23年16号・24年53号・26年64号・27年40号・54号・29年21号〕